

# 甲種防火管理（再）講習実施要項

湖北地域消防本部

消防法施行令第3条の規定に基づく防火管理再講習を次のとおり実施します。

## 1 講習日時および会場

日 時	令和5年9月22日（金）9時00分～12時15分 ※受付は8時30分～9時00分
会 場	滋賀県長浜市平方町1135番地 湖北地域消防本部5階会議室

## 2 再講習受講対象者

不特定多数の方が出入りする劇場・百貨店・ホテル・病院等の「特定防火対象物」で、建物全体の収容人員が300人以上の建築物（再講習義務対象物）の防火管理者に選任されている方は、5年に一度、再講習を受講することが義務付けられています。

《再講習を受講しなかった場合》

再講習義務対象物の防火管理者が再講習を受講しなかった場合、その防火対象物は防火管理者が不在（未選任）のため、消防法違反となります。

併せて、防火対象物定期点検報告制度の特例認定を受けている場合は、特例認定の取り消し要件となります。

## 3 受講定員 30人

## 4 受講手続き

### (1) 申込期間等

期 間	令和5年8月21日（月）～9月15日（金） 【ただし、土・日・祝日は除く】
時 間	8時30分～17時15分

### (2) 申込場所

最寄りの消防署または分署

長浜消防署	長浜市平方町1135番地
米原消防署	米原市長岡2811番地1
東浅井分署	長浜市五村151番地
伊香分署	長浜市木之本町大音151番地

### (3) 申込要領

申 込 書	湖北地域消防組合・本部のホームページに掲載しています。また、各消防署（分署）にも用意してあります。
受 講 料	¥2,000-

- ※ 申し込みの際は、最新の甲種防火管理講習を修了したことを証する書面（修了証の写し）を必ず持参してください。
- ※ 受講申込者数が定員（30人）に達した場合、申込期間中であっても締め切ります。
- ※ 郵送および電話での申し込みは受け付けられません。本人または代理人が直接申し込んで下さい。

## 5 受講当日に持参していただくもの

- (1) 受講票
- (2) 講習用テキスト（講習会受付時にお渡しします。）
- (3) 筆記用具
- (4) マスク等の感染防止用品（任意）

## 6 注意事項

- (1) 受講申込後は、理由のいかんにかかわらず申込書、受講料等は一切返還いたしませんのでご理解とご協力をお願いします。
- (2) 駐車場は、湖北地域消防本部敷地西側に10台分、当本部と国道8号を挟み向かいに位置する長浜市民体育館北側駐車場（グラウンド側）に、20台分を確保しています。当日の駐車場案内係の指示に従って駐車してください。
- (3) 講習会当日の受付は、8時30分から9時00分までです。【時間厳守】（遅刻者には修了証の交付ができませんのでご注意願います。）
- (4) 講習時間中の退場は厳禁とします。（中途退場者には修了証の交付ができませんのでご注意願います。）
- (5) 講習時間中の携帯電話等の使用は固くお断りします。
- (6) 本講習会に関することは、湖北地域消防本部予防課までお尋ね下さい。（TEL0749-62-5194）

## 7 感染症対策について

講習会場は、席の間隔を空けて実施します。マスクの着用は任意とさせていただきますが、基本的な感染症対策にご協力をお願いいたします。

咳・発熱などの症状があるなど、体調を崩していると思われる方には、受講を見合わせていただくことがあります。また、受講途中であっても退席をお願いする場合があります。

## 8 その他（講習会の案内）

甲種防火管理（新規）講習会 （一財）日本防火・防災協会主催	令和5年10月25日（水）、26日（木） 滋賀県米原市下多良二丁目137 滋賀県立文化産業交流会館 （申込期間：令和5年8月30日～9月6日）
----------------------------------	--

様式第 13 号（第 10 条関係）

		受付No.	
年 月 日			
<b>甲種防火管理（再）講習受講申請書</b>			
湖北地域消防本部消防長 様			
申請者 住 所 氏 名 電 話 ( )			
ふりがな		生年月日	年 月 日
氏 名			
住 所		性 別	男・女
防火対象物	名 称		
	所在地		
	電 話	( )	

----- (キリトリ線) -----

- 1 この受講票は、会場へ入場の際受付に提出してください。

<b>甲種防火管理（再）講習受講票</b>		受付No.
ふりがな		生 年 月 日
氏 名		年 月 日

- 2 検印のない場合は、修了証の交付はできません。  
3 遅刻した場合は、入場をお断りしますので注意してください。

検 印